

公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、暴力団員等による不当な行為を防止するための暴力追放運動を強力かつ恒常的に推進するとともに、暴力団員等による不当な行為に関する相談事業や被害者等の救済を図り、もって暴力や不当行為等のない明るく住みよい鹿児島県の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報・啓発事業
- (2) 暴力団員等による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他暴力排除組織に対する助成事業
- (3) 暴力団員等による不当な行為に関する相談事業
- (4) 少年に対する暴力団員等の影響排除活動事業
- (5) 暴力団離脱希望者等に対する援助・更生促進事業
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (7) 事業所の責任者に対する不当要求被害防止措置のための公安委員会委託講習事業
- (8) 不当要求情報管理機関（暴力団員等の不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする者をいう。）の業務援助事業
- (9) 暴力団員等による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援事業
- (10) 少年指導委員等に対する少年の暴力団影響排除活動のための研修事業
- (11) 暴力団員等の動静及び資金源活動に関する調査監視事業及び情報収集事業
- (12) 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、鹿児島県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種類別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において3分の2以上の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、会長が理事

会の議決を経て別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するものとする。

3 第1項の事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項の書類については、毎事業年度の終了後、3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

(長期借入金等)

第12条 この法人が資金の借入れ（その事業年度の収入をもって償還するものを除く。）をしようとするとき、または新たな義務の負担若しくは権利の放棄のうち重要なもの（収支予算で定めるものを除く。）をしようとするときは、理事会の3分の2以上の議決を経て、評議員会の同意を得るものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員3人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（評議員の権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第17条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

（構成）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

（権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 定款の変更

(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項本文の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を会長、1人を専務理事とする。
- 3 次の者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条第1項第1号に規程する代表理事とする。

- (1) 会長
- (2) 専務理事

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、次の職務を行う。
 - (1) 第4条第1項第6号に規程する事業に限り、代表理事としての職務を執行する。
 - (2) 会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任す

ることができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
(名誉会長)

第34条 この法人に、代表権を有しない任意の機関として、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、鹿児島県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じて理事会に出席し、意見を述べるることができる。
(顧問及び参与)

第35条 この法人に、任意の機関として顧問20人以内、参与6人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会が推薦する者の中から、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べる
ことができる。
(名誉会長、顧問及び参与の報酬等)

第36条 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(設置)

第37条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
(1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に対して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が第30条第5号の規定により、会長に招集の請求をしたとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合

及び前条第3項第4号後段により、監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の1週間前までに通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠席のときは、その理事会において出席した理事の中から互選により選出する。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項本文の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、合併、解散及び残余財産の帰属

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第48条に規定する公益認定の取消し等に伴う贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又

は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第50条 会長は、この法人の事業を推進するため、理事会の決議を経て、専門的な事項を調査研究し、理事会に参考意見を提出することを目的とする専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第10章 事務局等

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 事業報告書及び貸借対照表並びに正味財産増減計算書等

(8) 監査報告書

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

第11章 賛助会員

(賛助会員)

第53条 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するため入会した法人その他団体又は個人を賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助金を納入するものとする。

3 前項に規定するもののほか賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鹿児島県内において発行する南日本新聞に掲載する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例
民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわら
ず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日と
する。

3 この法人の最初の会長は大野芳雄、専務理事は竹之下忍とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

羽仁正次郎	上村美智雄	上拾石秀一	谷川洋造	岩元純吉
栗脇芳樹	高多一幸	高田秋穂	稲葉泰美	後藤孝行

附 則

1 この定款は、平成25年4月1日から施行する。

2 この定款は、平成30年5月29日から施行する。